



人 事 委 員 会 年 報

令和 7 年度

福岡県人事委員会

目 次

1 人事委員会	
(1) 人事委員	1
(2) 人事委員会の開催状況	1
① 開催回数	1
② 議事内容	2
(3) 例規の制定改廃状況	10
① 規則	10
② 訓令	12
③ 通知	13
(4) 条例案に対する意見の提出	15
2 人事委員会事務局	
(1) 組織	17
(2) 事務分掌	17
3 任用関係業務	
(1) 採用試験	18
① 実施日程	18
② 受験資格	19
③ 試験方法	22
④ 実施結果	24
⑤ 採用候補者名簿からの選択結果	27
(2) 採用選考	29
(3) 昇任選考	31
(4) 臨時的任用の承認	32
(5) 任期付職員の採用の承認	32
(6) 定年制度	32
4 給与関係業務	
(1) 給与に関する報告及び勧告	34
① 県職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査	34
② 職員の給与等に関する報告及び勧告(地方公務員法第8条、第14条及び第26条)	34
(2) 人事管理に関する報告	35
① 魅力的で選ばれる組織の実現	35
② 持続可能な執行体制の構築	39
③ 人事統計報告	40
(3) 初任給、昇格、昇給関係承認状況	40
5 労働基準監督関係業務	
(1) 事業場の区分	41
① 人事委員会が職権を行使する事業場一覧	41
② 福岡労働局が職権を行使する事業場一覧	43
(2) 労働基準監督機関の職権行使	44
(3) 事業場調査	44
6 服務、勤務時間関係業務	
(1) 職務専念義務の免除	45
(2) 勤務時間関係	45
(3) 勤務時間、休暇等に関する制度の改正	45
7 公平審査関係業務	
(1) 勤務条件に関する措置の要求関係	46
措置要求の処理状況	46
(2) 不利益処分についての審査請求関係	46
① 審査請求の処理状況	46
② 令和7年度審理の開催状況	46
③ 令和7年度審査の結果	46
(3) 苦情相談関係	47
① 任命権者別	47
② 相談内容	47
(4) 公平委員会事務受託関係	47
8 職員団体関係業務	
(1) 管理職員等の範囲の指定	48
(2) 職員団体の登録等	51

1 人事委員会

(1)人事委員

職	氏 名	就任年月日	任期満了期日	前 職 等
委員長	馬場 貞仁	令和4. 3. 25 〔委員長就任 令和6.10.29〕	令和11.12.23	(元)トヨタ自動車九州株式会社 代表取締役副社長
委 員	境 正義	令和5. 8. 1	令和9. 7.31	(元)福岡県環境部長
委 員	白石 史子	令和6. 10. 17	令和10. 10.16	(元)札幌高等裁判所長官

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

(2)人事委員会の開催状況

①開催回数

	開 催 回 数			議 事 事 項 数				
	定例会	臨時会	計	議案	協議事項	報告事項	その他の事項	計
令和 7 年 4 月	3		3	2		3	2	7
5 月	2		2	5	1		5	11
6 月	3		3	7	1		3	11
7 月	3		3	3	2	2	2	9
8 月	3		3	9	5		5	19
9 月	3		3	6	2		1	9
10 月	3		3	7	1	2	3	13
11 月	3		3	7	4		5	16
12 月	3		3	9	4			13
令和 8 年 1 月	3		3	11	5	1	3	20
2 月	3		3	9	5	1	2	17
3 月	3		3	18	13	3	1	35
計	35	0	35	93	43	12	32	180

②議事内容

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 1 回定例会 (7.4.10)	【報告事項】 ※ 事務局職員の発令について ※ 採用選考について
第 2 回定例会 (7.4.17)	【その他の事項】 ※ 令和7年職種別民間給与実態調査の実施について
第 3 回定例会 (7.4.25)	【議案】 1 第199回福岡県職員採用Ⅰ類試験(行政(春季)・土木(春季))の第1次試験合格者の決定について 2 解雇予告除外認定について 【報告事項】 ※ 採用選考について(報告) 【その他の事項】 ※ 措置要求(令和7年(措)第1号事案)の取り下げについて
第 4 回定例会 (7.5.13)	【議案】 3 一般任期付職員(学芸員)の採用について 4 懲戒処分に係る審査請求の受理について 【その他の事項】 ※ 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会及び公務労組連絡会からの要請書について ※ 地公労会見(令和7年春)について ※ 職員の懲戒処分について ※ 職員の苦情相談について
第 5 回定例会 (7.5.30)	【議案】 5 第199回福岡県職員採用Ⅰ類試験(行政(春季)・土木(春季))の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 6 福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則の制定について 7 福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について 【協議事項】 ※ 「福岡県職員の育児休業等に関する条例及び福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」に係る意見について 【その他の事項】 ※ 審査請求(平成6年(不)第8号事案)の取下げについて
第 6 回定例会 (7.6.10)	【議案】 8 議会に提出される条例案に対する意見について
第 7 回定例会 (7.6.19)	【協議事項】 ※ 就職氷河期世代を対象とする職員採用試験について 【その他の事項】 ※ 令和7年度警察官A(第1回男性・女性・武道指導)、警察官B(早期採用男性・女性)及び警察官C採用第1次試験の状況について ※ 勤務条件に関する措置要求の却下について

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 8 回定例会 (7.6.27)	【議案】 9 令和7年度福岡県職員採用選考試験(前期・獣医師)の最終合格者の決定について 10 第200回福岡県職員採用 I 類試験の第1次試験合格者の決定について 11 令和7年度福岡県職員採用選考試験(前期)の第1次試験合格者の決定について 12 福岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則ほか1規則の制定について 13 勤務条件に関する措置要求の却下について(中間東中学校事案) 14 解雇予告除外認定について 【その他の事項】 ※ 措置要求書及び審査請求書の提出について(東福岡県税事務所事案)
第 9 回定例会 (7.7.9)	【議案】 15 審査請求の却下について(東福岡県税事務所事案) 【その他の事項】 ※ 任命権者に実施を委任する採用選考試験における追加合格手続及び順位の決定方法の制定について ※ 職員の懲戒処分について
第 10 回定例会 (7.7.17)	【協議事項】 ※ 令和7年福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について(第1回協議) 【報告事項】 ※ 採用選考について (知事部局) ※ 採用選考について (警察本部)
第 11 回定例会 (7.7.29)	【議案】 16 選考職の承認及び障がい者を対象とする採用選考試験の実施決定について 17 選考職の承認について 【協議事項】 ※ 令和7年福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告に係る協議スケジュール並びに方向性について
第 12 回定例会 (7.8.8)	【議案】 18 第200回福岡県職員採用 I 類試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 19 昇任選考について 【協議事項】 ※ 令和7年福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告に係る方向性について ※ 公民給与の比較方法の見直しについて 【その他事項】 ※ 令和7年度警察官A(第1回男性・女性・武道指導)、警察官B(早期採用・女性)及び警察官C採用試験の実施状況について ※ 令和7年人事院報告・勧告について ※ 職員の懲戒処分について

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 13 回定例会 (7.8.20)	【議案】 20 選考職の承認及び就職氷河期世代を対象とする採用選考試験の実施決定について 21 就職氷河期世代を対象とする職員採用選考試験の合格基準、合格者決定方法及び順位の一部改正について 22 宿直勤務の許可について 【協議事項】 ※ 職員採用試験の第1次試験合格者数の算定の見直しについて ※ 令和7年福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について(第4回協議) 【その他事項】 ※ 公平委員会事務受託町職員の懲戒処分について
第 14 回定例会 (7.8.26)	【議案】 23 令和7年度福岡県職員採用選考試験(前期)の最終合格者の決定について 24 令和7年度民間企業等職務経験者採用(技術職)試験の第1次試験合格者数の算定の制定について 25 審査事務の委任について 26 解雇予告除外認定について 【協議事項】 ※ 令和7年福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について(第5回協議) 【その他の事項】 ※ 令和7年職種別民間給与実態調査の実施結果について
第 15 回定例会 (7.9.5)	【議案】 27 令和7年度福岡県職員採用選考試験(後期)の実施決定について 28 選考職の承認及び職務経験者採用選考試験の実施決定について 【協議事項】 ※ 令和7年福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について(第6回協議) 【その他事項】 ※ 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会及び公務労組連絡会からの要請書について ※ 職員の懲戒処分について
第 16 回定例会 (7.9.11)	【議案】 29 第201回福岡県職員採用試験(民間企業等職務経験者(技術職))の第1次試験合格者の決定について 30 福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則の制定について 【協議事項】 ※ 令和7年福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について(第7回協議)
第 17 回定例会 (7.9.19)	【議案】 31 知事及び教育委員会に実施を委任する職員採用選考試験の合格基準、合格者決定方法及び順位の一部改正について 32 福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 18 回定例会 (7.10.1)	【議案】 33 令和7年度福岡県職員採用選考試験(後期)の実施決定について 【報告事項】 ※ 令和7年度福岡県職員採用選考試験(前期)の最終合格者の追加決定について 【その他の事項】 ※ 訴訟について(令和7年(行ツ)第191号・令和7年(行ヒ)第200号)
第 19 回定例会 (7.10.8)	【議案】 34 第202回福岡県職員採用試験(民間企業等職務経験者(行政職))の第1次試験合格者の決定について 35 第203回福岡県職員採用試験(Ⅱ類・Ⅲ類)の第1次試験合格者の決定について 36 解雇予告除外認定について 【報告事項】 ※ 令和7年度福岡県職員採用選考試験(前期)の最終合格者の追加決定について 【その他の事項】 ※ 「令和7年職員の給与等に関する報告及び勧告」における参考資料の訂正について
第 20 回定例会 (7.10.28)	【議案】 37 労務職員採用選考試験の第1次試験合格者の決定について 38 審査事務の委任について 39 審査請求の審査の打ち切り決定について 【協議事項】 ※ 孫の看護を対象とする休暇の導入について(事前協議) 【その他の事項】 ※ 職員の懲戒処分について
第 21 回定例会 (7.11.7)	【議案】 40 第201回福岡県職員採用試験(経験者・技術)の最終合格者の決定について 41 第203回福岡県職員採用試験(Ⅱ類・Ⅲ類)の最終合格者の決定について 42 解雇予告除外認定について 【協議事項】 ※ I類春季試験について ※ 福岡県民運動実行委員会からの要望について 【その他の事項】 ※ 各都道府県・政令市等の令和7年人事委員会報告・勧告の状況 ※ 公平委員会事務受託町職員の懲戒処分について
第 22 回定例会 (7.11.14)	【議案】 43 令和7年度障がい者を対象とする福岡県職員採用選考試験の第1次試験合格者の決定について 44 解雇予告除外認定について 【その他の事項】 ※ 令和7年度警察官A(第2回男性・女性・武道指導)、警察官B(男性・女性)、警察官社会人経験者A・B及び警察官C採用第1次試験の状況について

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 23 回定例会 (7.11.21)	【議案】 45 令和7年度福岡県職員採用選考試験(後期)の第1次試験合格者の決定について 46 福岡県の職員の採用試験の施行に関する規則の一部を改正する規則の制定について 【協議事項】 ※ 審尋の要否について【事前協議】(平成29年(審)第3号事案) ※ 「福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」ほか2条例案に係る意見について(事前協議) 【その他の事項】 ※ 職員の懲戒処分について ※ 福岡県民運動実行委員会からの要望に係る意見交換について
第 24 回定例会 (7.12.3)	【議案】 47 令和7年度福岡県職員採用選考試験(後期・獣医師)の最終合格者の決定について 48 令和7年度福岡県職員採用選考試験(労務職員)の最終合格者の決定について 49 議会に提出された条例案に対する意見について 【協議事項】 ※ 福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部改正について(事前協議)
第 25 回定例会 (7.12.11)	【議案】 50 第202回福岡県職員採用試験(民間企業等職務経験者(行政職))の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 【協議事項】 ※ 薬剤師に係る採用の方法の見直しについて ※ 福岡県職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う関係人事委員会規則の一部改正について(事前協議) ※ 審尋の要否について【決定】(平成29年(審)第3号事案)
第 26 回定例会 (7.12.24)	【議案】 51 令和7年度福岡県職員採用選考試験(後期)の最終合格者の決定について 52 令和7年度障がい者を対象とする福岡県職員採用選考試験の最終合格者の決定について 53 令和8年度福岡県職員採用Ⅰ類試験の施行決定について 54 福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則ほか4規則の制定について 55 福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 27 回定例会 (8.1.15)	【議案】 56 懲戒処分に係る審査請求の受理について 【協議事項】 ※ 民間企業等職務経験者試験(技術職)について ※ 獣医師選考試験について ※ 民間企業等職務経験者試験(行政職)の見直しについて ※ 選考試験の見直しについて ※ 薬剤師に係る採用の方法の見直しについて (人事委員意見に対する任命権者回答) 【その他の事項】 ※ 令和7年度警察官A(第2回男性・女性・武道指導)、警察官B(男性・女性)、警察官社会人経験者A・B及び警察官Cの採用試験の最終合格者の決定について ※ 職員の懲戒処分について
第 28 回定例会 (8.1.22)	【議案】 57 福岡県の職員の任用に関する規則の一部を改正する規則の制定について 58 福岡県の職員の任用に関する規則の施行細則の一部改正について 59 勤務条件に関する措置要求の受理について 【報告事項】 ※ 令和7年度福岡県職員採用選考試験(労務職員)の最終合格者の追加決定について 【その他の事項】 ※ 労働基準法等の施行状況について(調査結果報告)
第 29 回定例会 (8.1.28)	【議案】 60 就職氷河期世代を対象とする福岡県職員採用選考試験の第1次試験合格者の決定について 61 令和8年度福岡県職員採用(Ⅱ類・Ⅲ類・民間企業等職務経験者)試験の施行決定について 62 令和8年度福岡県職員採用選考試験(前期)及び労務職員採用選考試験の実施決定について 63 令和8年度福岡県警察官採用試験の施行決定について 64 採用試験及び採用選考試験における事務主査、技術主査及び研究員採用選考基準の一部改正について 65 採用試験及び採用選考試験における事務主査及び技術主査採用選考基準の制定について 66 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
第 30 回定例会 (8.2.5)	【議案】 67 昇任選考について 68 採用選考について 【その他の事項】 ※ 令和7年度人事委員会における取組状況について ※ 「令和7年福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告」の具現化に向けた任命権者への働きかけについて

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 31 回定例会 (8.2.20)	【議案】 69 就職氷河期世代を対象とする福岡県職員採用選考試験の最終合格者の決定について 70 退職をした者に対する退職手当の支給制限処分に係る答申について 【協議事項】 ※ 平成29年(審)第3号事案に係る裁決書(案)について ※ 「福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」ほか2条例案に係る意見について(事前協議)
第 32 回定例会 (8.2.26)	【議案】 71 令和8年度福岡県職員採用選考試験(前期)の実施決定について 72 薬剤師の職の採用選考試験の合格基準、合格者決定方法及び順位の制定について 73 教養試験及び基礎能力試験を実施する職員採用選考試験の合格基準、合格者決定方法及び順位の一部改正について 74 議会に提出された条例案に対する意見について 75 宿直勤務の許可について 【協議事項】 ※ 令和7年(審)第1号事案について ※ 福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について(事前協議) ※ 福岡県職員の給与に関する条例の一部改正等に伴う関係人事委員会規則及び訓令の一部改正について(事前協議) 【報告事項】 ※ 採用選考について(警察本部)
第 33 回定例会 (8.3.11)	【議案】 76 昇任選考について 77 採用選考について 78 福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則ほか2規則の制定について 79 福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について 80 福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について 81 不利益処分についての審査請求に係る審査事務の委任の解除について 82 審査請求の裁決について 【協議事項】 ※ 福岡県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則等の制定について ※ 福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部改正等について(事前協議) ※ 福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部改正等について(事前協議) ※ 福岡県職員の初任給調整手当に関する規則の一部改正等について(事前協議) ※ 福岡県職員の特地勤務手当等を定める規則の一部改正について(事前協議) ※ 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について 【事前協議】 ※ 福岡県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について【事前協議】

開催回数及び 開催年月日	議 事
第 34 回定例会 (8.3.18)	【議案】 83 職員採用試験の合格基準、合格者決定方法及び順位の一部改正について 84 昇任選考について 85 採用選考について 86 宿日直勤務の許可について 87 福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則ほか4規則の制定及び管理職手当に係る職の指定・解除について 88 福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について 89 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について 90 福岡県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について 【協議事項】 ※ 就職氷河期世代を対象とする職員採用選考試験について ※ 職員採用試験の第1次試験合格者数の算定の見直しについて ※ 令和7年人事委員会勧告・報告に係るフォローアップ結果について ※ 人事委員会における令和8年度の課題について 【報告事項】 ※ 採用選考について ※ 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会及び公務労組連絡会からの要請書について
第 35 回定例会 (8.3.26)	【議案】 91 職員採用試験の第1次試験合格者数の算定についての一部改正及び令和8年度職員採用Ⅰ類(大学卒業程度)春季試験の第1次試験合格者数の算定の制定について 92 福岡県人事委員会事務局の組織に関する規則等の一部改正について 93 事務局職員の発令について 94 不利益処分についての審査請求に係る審査事務の委任の解除について 【協議事項】 ※ 福岡県の職員の管理職手当に関する規則第2条第2項ただし書の規定に基づく職の指定及び指定の解除について(事前協議) ※ 福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について(事前協議) 【報告事項】 ※ 採用選考について 【その他の事項】 ※ 公平委員会事務受託町職員の懲戒処分について

(3) 例規の制定改廃状況

① 規則

規則 番号	規 則 名	概 要	公布年月日 (施行・適用年月日)
R7年 20	福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	栄養士法の改正及び今後「診療エックス線技師」の採用見込みがないことを踏まえた所要の規定の整備	R7. 5. 30公布 (R7. 5. 30施行)
21	福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則	刑法等の一部を改正する法律の制定による所要の規定の整理	R7. 5. 30公布 (R7. 6. 1施行)
22	福岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う規定の整備	R7. 7. 8公布 (R7. 10. 1施行)
23	福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う規定の整備	R7. 7. 8公布 (R7. 10. 1施行)
24	福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則	退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める内閣官房令の改正が行われたことに伴う改正	R7. 9. 26公布 (R7. 10. 1施行)
25	福岡県の職員の採用試験の施行に関する規則の一部を改正する規則	最終合格者の発表を書面によらず通知できるようにするための規定の改正	R7. 11. 21公布 (R7. 11. 21適用)
26	福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則	令和7年給与勧告に基づく勤労手当及び通勤手当の改正	R7. 12. 24公布 (R7. 4. 1適用)
27	福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	令和7年給与勧告に基づく給料表の改定に伴う手当額の改正及び獣医師の受験上限年齢の引上げに伴う規定の整備	R7. 12. 24公布 (R7. 4. 1適用)
28	福岡県の職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則	令和7年給与勧告に基づく宿日直手当の改正	R7. 12. 24公布 (R7. 4. 1適用)
29	福岡県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	令和7年給与報告を踏まえた条例改正に伴う手当の見直し	R7. 12. 24公布 (R8. 1. 1施行)
30	福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則	令和7年給与報告を踏まえた条例改正に伴う規定の見直し	R7. 12. 24公布 (R7. 4. 1適用)

31	福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	県警本部の警視の職に係る手当の対象を拡大	R7. 12. 24公布 (R8. 4. 1施行)
R8年 1	福岡県の職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	薬剤師の採用方法及び民間企業等職務経験者採用試験(行政職)の見直しに伴う規定の整備	R8. 1. 22公布 (R8. 1. 22施行)
2	福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	特別休暇の「子育て支援休暇」の取得要件拡大に係る規定の整備	R8. 2. 10公布 (R8. 4. 1施行)
3	福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則	職員の退職手当に係る支給制限処分等に関する意見聴取(聴聞)の手続を明確化するための規定の整備	R8. 3. 11公布 (R8. 3. 11施行)
4	福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	地域手当の支給割合の改正	R8. 3. 11公布 (R8. 4. 1施行)
5	福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則	扶養手当の支給要件を見直すとともに、令和7年給与勧告に基づく、駐車場等の利用に係る通勤手当の支給要件等を定めるほか、所要の規定の整備	R8. 3. 11公布 (R8. 4. 1施行)
6	福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則	一部の特別休暇の有給化、子育て支援休暇の取得要件拡大等に係る規定の整備	R8. 3. 12公布 (R8. 4. 1施行)
7	福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則	第二種初任給調整手当の新設に伴う所要の規定の整備	R8. 3. 27公布 (R8. 4. 1施行)
8	福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則	組織再編に伴う、所要の規定の整備を行うとともに、職の新設・改廃等に伴う、職務と級別標準職務との対応関係を整理	R8. 3. 27公布 (R8. 4. 1施行)
9	福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	組織再編に伴う所要の規定の整備を行うとともに、手当額を改正	R8. 3. 27公布 (R8. 4. 1施行)
10	福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	第二種初任給調整手当の支給額及び支給期間等を定めるほか、所要の規定の整備	R8. 3. 27公布 (R8. 4. 1施行)

11	福岡県警察職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	令和7年給与報告を踏まえた特地勤務手当等に係る規定の見直し	R8. 3. 27公布 (R8. 4. 1施行)
12	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	知事部局及び教育委員会の組織改正に伴う規定の整備	R8. 3. 31公布 (R8. 4. 1施行)
13	福岡県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部改正等に伴う規定の整備	R8. 3. 19公布 (R8. 4. 1施行)
14	福岡県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則	組織再編に伴う規定の整備	R8. 3. 26公布 (R8. 4. 1施行)

②訓令

訓令 番号	告 示 名	概 要	公布年月日 (施行・適用年月日)
R8年 1	福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令	福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部改正に伴う所要の規定の整備	R8. 3. 11公布 (R8. 4. 1施行)
2	福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令	福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の改正に伴う所要の規定の整備	R8. 3. 27公布 (R8. 4. 1施行)
3	福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令	組織再編に伴う規定の整備	R8. 3. 26公布 (R8. 4. 1施行)

③通知

任用関係

通知番号	通 知 名	概 要	発出年月日 適用年月日
7人委任 第705号	任命権者に実施を委任する採用選考試験における追加合格決定要綱の制定について	採用選考試験における追加合格者決定に係る規定の整備	R7. 7. 11 R7. 7. 11適用
7人委任 第1108号	「福岡県の職員の任用に関する規則等の運用について」の一部改正について	警察官社会人経験者A・B採用試験の新設に伴う規定の整備	R7. 9. 18 R7. 9. 18適用
7人委任 第1088号	知事に実施を委任する職員採用選考試験の合格基準、合格者決定方法及び順位の一部改正について	知事に実施を委任する職員採用選考試験の合格基準、合格者決定方法及び順位の見直しに伴う規定の整備	R7. 9. 24 R7. 9. 24適用
7人委任 第1088号	教育委員会に実施を委任する職員採用選考試験の合格基準、合格者決定方法及び順位の一部改正について	知事に実施を委任する職員採用選考試験の合格基準、合格者決定方法及び順位の見直しに伴う規定の整備	R7. 9. 24 R7. 9. 24適用
7人委任 第1441号	福岡県の職員の採用試験の施行に関する規則の一部を改正する規則の制定について	最終合格者の発表を書面によらず通知できるようにするための規定の整備	R7. 11. 21 R7. 11. 21適用
7人委任 第1884号	福岡県の職員の任用に関する規則の一部改正について	薬剤師の採用方法及び民間企業等職務経験者採用試験(行政職)の見直しに伴う規定の整備	R8. 1. 22 R8. 1. 22適用
7人委任 第1888号	福岡県の職員の任用に関する規則の施行細則の一部改正について	薬剤師の採用方法及び看護師等の教養試験の見直しに伴う規定の整備	R8. 1. 22 R8. 1. 22適用
7人委任 第1898号	採用試験及び採用選考試験における事務主査及び技術主査採用選考基準の制定について	教育委員会に実施を委任する職員採用試験及び採用選考試験における事務主査及び技術主査採用選考基準の制定	R8. 1. 28 R8. 1. 28適用
7人委任 第1923号	採用試験及び採用選考試験における事務主査及び技術主査採用選考基準の一部改正について	知事に実施を委任する職員採用試験及び採用選考試験における事務主査及び技術主査採用選考基準の見直しに伴う規定の整備	R8. 1. 28 R8. 1. 28適用
7人委任 第2135号	警察本部に実施を委任する職員採用選考試験(海技従事者)における受験資格の変更について	海技従事者の採用選考試験の受験資格変更に伴う規定の整備	R8. 2. 20 R8. 4. 1適用
7人委任 第2136号	警察本部に実施を委任する職員採用選考試験(建築士)における受験資格の変更について	建築士の採用選考試験の受験資格変更に伴う規定の整備	R8. 2. 20 R8. 4. 1適用
7人委任 第2420号	教育委員会に実施を委任する職員採用選考試験(農業技術)における受験資格の変更について	農業技術の採用選考試験の受験資格変更に伴う規定の整備	R8. 3. 27 R8. 4. 1適用

給与関係

通知番号	通 知 名	概 要	発出年月日 適用年月日
7人委給 第1号	「福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の運用について」の一部改正について	福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部改正に伴う規定の整備	R7. 4. 1 R7. 4. 1適用
7人委給 第2号	福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則及び「福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の運用について」の一部改正について」の施行に伴う経過措置について	福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則及び「福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の運用について」の一部改正に伴う規定の整備	R7. 4. 1 R7. 4. 1適用
7人委給 第3号	「福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則及び「福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の運用について」の一部改正について」の施行に伴う経過措置について」の一部改正について	「福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則」及び「福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の運用について」の施行に伴う経過措置について」の一部改正	R7. 4. 1 R7. 4. 1適用
7人委給 第151号	「福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について」の一部改正について	福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正に伴う規定の整備	R7. 5. 30 R7. 5. 30適用
7人委給 第176号	「福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の運用について」の一部改正について	刑法等の一部を改正する法律の制定に伴う規定の整備	R7. 5. 30 R7. 6. 1適用
7人委給 第850号	「福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の運用について」の一部改正について	福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の改正に伴う規定の整備	R8. 3. 11 R8. 4. 1適用
7人委給 第920号	「福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の運用について」の一部改正について	従前から規則の規定と齟齬を生ずる内容となっているため、これを改めるもの	R8. 3. 23 R8. 4. 1適用
7人委給 第942号	「福岡県警察職員の特地勤務手当等に関する規則の運用について」の一部改正について	福岡県警察職員の特地勤務手当等に関する規則の改正に伴う規定の整備	R8. 3. 27 R8. 3. 27適用
7人委給 第945号	「福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の運用について」の一部改正について	福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の改正に伴う規定の整備	R8. 3. 27 R8. 4. 1適用

服務・勤務時間関係

通知番号	通 知 名	概 要	発出年月日 適用年月日
7人委給 第421号	「福岡県職員の勤務時間、 休暇等に関する規則の運用 について」の一部改正につ いて	災害による住居滅失等の場 合の休暇の対象範囲の拡大 に係る規定の整備	R7. 9. 26 R7. 9. 26適用
7人委給 第756号	「福岡県職員の勤務時間、 休暇等に関する規則の運用 について」の一部改正につ いて	子育て支援休暇の取得要件 拡大に係る規定の整備	R8. 2. 6 R8. 4. 1適用

(4) 条例案に対する意見の提出

提 出 年月日	議 案		意 見
	番号	件 名	
R7.6.10	105	福岡県職員の育児休業等に関する条例及び福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同意します。
	112	福岡県警察官支給品及び貸与品に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同意します。
R7.12.3	192	福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	同意します。
	202	福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	同意します。
	203	福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同意します。

R8.2.26	27	福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について(第2条及び第4条を除く。)	同意します。
	46	福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同意します。
	50	福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同意します。

(1)組織(令和8年4月1日現在)

〔現員 26名〕

事務局長 — 事務局次長 (兼任用課長)

- 任用課長 (本次長) — 課長補佐 (兼任用係長)
 - 任用係長 (本課長補佐) — 任用係(3名)
 - 試験係長 — 試験係(7名)
- 給与公平課長 — 課長補佐
 - 職員係長 — 職員係(4名)
 - 給与係長 — 給与係(4名)

課、係名等		所 掌 事 務
任用 用 係 課	任用係	○委員及び委員会の会議に関すること。 ○庶務及び財務会計に関すること。 ○広報に関すること。 ○選考に関すること。 ○任用に関すること。 ○人事制度の総合的調査研究に関すること。 ○職員の研修及び勤務成績の評定に関すること。 ○職員の定年等に関すること。 ○人事行政の運営等の状況の公表に関すること。
	試験係	○競争試験に関すること。 ○選考に関すること。(競争試験に準じて実施する事務に限る。)
給与 与 公 平 課	職員係	○勤務時間その他の勤務条件に関すること。 ○不利益処分についての審査請求に関すること。 ○勤務条件に関する措置要求に関すること。 ○職員団体等に関すること。 ○労働基準監督機関の職権行使に関すること。
	給与係	○給与制度に関すること。 ○給与勧告に関すること。 ○民間給与の調査に関すること。 ○人事統計報告の作成に関すること。

3 任用関係業務

(1)採用試験

①実施日程

試験の種類		施行 決定日	試験 公告日	受付期間	第1次 試験日		第2次 試験日	名簿 確定日	
I 類	春季	12月24日	12月24日	3月1日 ～3月17日	4月13日		5月14日 ～5月22日	5月30日	
I 類	定期	12月24日	12月24日	4月25日 ～5月16日	6月15日		7月7日 ～7月28日	8月8日	
I 類 (早期採用)	早期	12月24日	12月24日	4月25日 ～5月16日	6月15日		7月7日 ～7月28日	8月8日	
経験者 (行政職)	定期	1月30日	1月30日	6月27日 ～7月18日	8月24日		11月15日 ～11月30日	12月11日	
経験者 (技術職)	定期	1月30日	1月30日	6月20日 ～7月11日	7月28日～8月12日 (テストセンター)		10月11日 ～10月19日	11月7日	
II 類	定期	1月30日	1月30日	7月25日 ～8月15日	9月28日		10月15日 ～10月27日	11月7日	
III 類	定期	1月30日	1月30日	7月25日 ～8月15日	9月28日		10月15日 ～10月27日	11月7日	
警察官A (男性)	第1回	定期	2月13日	2月21日	3月18日 ～4月22日	5月11日	5月27日 ～6月6日	6月26日 ～7月8日	8月6日
	第2回	定期	2月13日	2月21日	7月31日 ～8月28日	9月21日	10月7日 ～10月21日	11月11日 ～11月25日	12月25日
警察官A (女性)	第1回	定期	2月13日	2月21日	3月18日 ～4月22日	5月11日	5月27日 ～6月6日	6月26日 ～7月8日	8月6日
	第2回	定期	2月13日	2月21日	7月31日 ～8月28日	9月21日	10月7日 ～10月21日	11月11日 ～11月25日	12月25日
警察官A (武道指導)	第1回	定期	2月13日	2月21日	3月18日 ～4月22日	5月11日		7月1日、 7月2日	8月6日
	第2回	定期	2月13日	2月21日	7月31日 ～8月28日	9月21日		11月11日	12月25日
警察官B (男性)		定期	2月13日	2月21日	7月31日 ～8月28日	9月21日	10月7日 ～10月21日	11月11日 ～11月25日	12月25日
警察官B (早期採用男性)		定期	2月13日	2月21日	3月18日 ～4月22日	5月11日	5月27日 ～6月6日	6月26日 ～7月8日	8月6日
警察官B (女性)		定期	2月13日	2月21日	7月31日 ～8月28日	9月21日	10月7日 ～10月21日	11月11日 ～11月25日	12月25日
警察官B (早期採用女性)		定期	2月13日	2月21日	3月18日 ～4月22日	5月11日	5月27日 ～6月6日	6月26日 ～7月8日	8月6日
警察官C	第1回	定期	2月13日	2月21日	3月18日 ～4月22日	5月11日	5月27日 ～6月6日	6月26日 ～7月8日	8月6日

	第2回	定期	2月13日	2月21日	7月31日 ～8月28日	9月21日	10月7日 ～10月21日	11月11日 ～11月25日	12月25日
警察官社会人 (経験者A)		定期	2月13日	2月21日	7月31日 ～8月28日	9月21日	10月7日 ～10月21日	11月11日 ～11月25日	12月25日
警察官社会人 (経験者B)		定期	2月13日	2月21日	7月31日 ～8月28日	9月21日	10月7日 ～10月21日	11月11日 ～11月25日	12月25日

(参考) 令和8年度採用試験第1次試験実施日

大学卒業程度(Ⅰ類)春季 4月12日

大学卒業程度(Ⅰ類) 6月21日

民間企業等職務経験者(行政・行政DX・教育行政) 5月20日～6月10日

民間企業等職務経験者(技術職) 8月31日～9月21日

短大・高校卒業程度(Ⅱ・Ⅲ類) 9月27日

警察官A(第1回男性・女性・第1回武道指導) 5月10日

警察官B(早期採用男性・女性) 5月10日

警察官A(第2回男性・女性・第2回武道指導) 9月20日

警察官B(男性・女性) 9月20日

警察官C(第1回) 5月10日

警察官C(第2回) 9月20日

警察官社会人(経験者A) 9月13日

警察官社会人(経験者B) 9月13日

②受験資格

種類	試験区分	受験資格		
Ⅰ類	行政、教育行政、警察行政、児童福祉、土木、建築、機械、電気、化学、農業、農業土木、林業、畜産、水産、薬剤師、栄養士	年齢	薬剤師	① 平成6年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者 ② 平成14年4月2日以降に生まれた者で学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業した者又は令和8年3月までに卒業する見込みの者
			上記以外	① 平成8年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者 ② 平成16年4月2日以降に生まれた者で学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業した者又は令和8年3月までに卒業する見込みの者
		資格・免許	児童福祉	児童福祉司の任用資格を有する者又は令和8年3月までに資格を取得する見込みの者
			薬剤師	薬剤師の免許を有する者又は令和8年5月までに免許を取得する見込みの者
			栄養士	管理栄養士の免許を有する者又は令和8年5月までに免許を取得する見込みの者
Ⅰ類 (早期採用)	行政	① 平成7年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者 ② 平成15年4月2日以降に生まれた者で学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業した者		

Ⅱ 類	農業	平成 12 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日までに生まれた者
Ⅲ 類	行政、教育行政、警察行政、土木、農業土木、林業	平成 14 年 4 月 2 日から平成 20 年 4 月 1 日までに生まれた者（ただし、大学における在学期間が 2 年を超える者を除く）
経験者 (行政職)	行政、行政（D X）、教育行政	昭和 39 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、令和 7 年 6 月末日現在民間企業等における職務経験を 5 年以上有する者（行政（D X）は、I C T などのデジタル技術を活用した事業の企画・立案又は情報システムの開発・管理等の職務経験に限る）
経験者 (技術職)	土木、建築、機械、電気、農業、農業土木、林業、畜産、水産	昭和 39 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、令和 7 年 6 月末日現在民間企業等における各職種に関する職務経験を 5 年以上有する者 (建築のみ、次のア～ウのいずれかに該当する者 ア. 一級建築士の資格を有する者 イ. 令和 7 年 6 月末日現在民間企業等における建築関係の職務経験を 5 年以上有する者で、二級建築士の資格を有する者 ウ. 令和 7 年 6 月末日現在民間企業等における建築関係の職務経験を 5 年以上有する者で、大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校等において建築学に関する学科を卒業した者)
警察官 A (男性)		平成 7 年 4 月 2 日以降に生まれた男性で、大学の卒業生又は大学を令和 8 年 3 月までに卒業見込みの者
警察官 A (女性)		平成 7 年 4 月 2 日以降に生まれた女性で、大学の卒業生又は大学を令和 8 年 3 月までに卒業見込みの者
警察官 A (武道指導)		次のいずれにも該当する者 ①平成 7 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、大学の卒業生又は大学を令和 8 年 3 月までに卒業見込みの者 ②受験申込日現在、柔道又は剣道の段位が 3 段以上の者で、全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟等が行う競技会において一定の成績をあげた者
警察官 B (男性)		平成 7 年 4 月 2 日から平成 20 年 4 月 1 日までに生まれた男性（ただし、大学の卒業生又は大学を令和 8 年 3 月までに卒業見込みの者を除く）
警察官 B (早期採用男性)		平成 7 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までに生まれた男性（ただし、大学の卒業生又は大学を令和 8 年 3 月までに卒業見込みの者及び受験申込日現在、高等学校に在学中の者を除く）
警察官 B (女性)		平成 7 年 4 月 2 日から平成 20 年 4 月 1 日までに生まれた女性（ただし、大学の卒業生又は大学を令和 8 年 3 月までに卒業見込みの者を除く）
警察官 B (早期採用女性)		平成 7 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までに生まれた女性（ただし、大学の卒業生又は大学を令和 8 年 3 月までに卒業見込みの者及び受験申込日現在、高等学校に在学中の者を除く）

警察官C	経済 語学（英語） 語学（北京語） 語学（韓国・朝鮮語） 情報工学	次のいずれかに該当する者 ①平成7年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者 ②平成16年4月2日以降に生まれた者で大学の卒業者 又は大学を令和8年3月までに卒業見込みの者
警察官社会人 （経験者A）		次のいずれにも該当する者 ①平成2年4月2日以降に生まれた者で、大学の卒業者 又は大学を令和8年3月までに卒業見込みの者 ②令和7年6月末日現在民間企業等における職務経験を 2年以上有する者
警察官社会人 （経験者B）		次のいずれにも該当する者 ①平成2年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者ただし、大学の卒業者又は大学を令和8年3月 までに卒業見込みの者を除く ②令和7年6月末日現在民間企業等における職務経験を 2年以上有する者

③試験方法

種 類	第 1 次 試 験	第 2 次試験
I 類 (春 季)	基礎能力試験……択一式（４０問） 専門試験……択一式（３０問） (土木のみ)	論 文 試 験 (行政のみ) 人 物 試 験 受験資格等の調査
I 類	基礎能力試験……択一式（４０問） 専門試験……択一式（４０問）	論 文 試 験 人 物 試 験 受験資格等の調査
II 類	教養試験……択一式（５０問） 専門試験……択一式（４０問）	
III 類	教養試験……択一式（５０問） 専門試験……択一式（４０問） (土木、農業土木及び林業のみ)	作 文 試 験 人 物 試 験 受験資格等の調査
経験者 (行政職)	基礎能力試験……択一式 (SPI3) (基礎能力検査のみ) 論文試験	人 物 試 験 受験資格等の調査
経験者 (技術職)	基礎能力試験……択一式 (SPI3) (基礎能力検査のみ)	人 物 試 験 受験資格等の調査
警察官 A (男性・女性) 警察官 B (男性・女性) 警察官 B (早期採用男性・女性)	教養試験……択一式（５０問） 論文試験 (警察官 A [男性、女性]) 作文試験 (警察官 B [男性、女性、早期 採用男性、早期採用女性]) 人物試験、体力検査、身体測定	人 物 試 験 身 体 測 定 身 体 検 査 受験資格等の調査
警察官 A (武道指導)	教養試験……択一式（５０問） 論文試験 実技試験 人物試験、体力検査、身体測定	人 物 試 験 身 体 測 定 身 体 検 査 受験資格等の調査

警察官 C	教養試験……択一式（50問） 専門試験……記述式 論文試験 人物試験、体力検査、身体測定	専門試験 人物試験 身体測定 身体検査 受験資格等の調査
警察官社会人 （経験者 A） 警察官社会人 （経験者 B）	基礎能力試験……択一式 （SPI3）（基礎能力検査のみ） 論文試験 （警察官社会人〔経験者 A〕） 作文試験 （警察官社会人〔経験者 B〕） 人物試験、体力検査、身体測定	人物試験 身体測定 身体検査 受験資格等の調査

④実施結果

(定期)

試験の種類・区分		採用 予定数	申込者数	第1次試験		最終合 格者数	受験倍率
				受験者数	合格者数		
I 類	行政(春季)	15	636 (41)	437 (23)	97 (6)	41 (1)	10.7
	土木(早期)	10	31	24	20	17	1.4
	行 政	60	450 (26)	279 (11)	160 (8)	93 (3)	3.0
	行政(早期)	10	58 (1)	37 (1)	27 (1)	11 (1)	3.4
	教育行政	14	81 (2)	51 (1)	32	19	2.7
	警察行政	16	116 (2)	83	43	21	4.0
	児童福祉	10	17	15	14	13	1.2
	土 木	25	27 (2)	13 (1)	11	10	1.3
	建 築	15	13 (1)	6 (1)	6 (1)	5 (1)	1.2
	機 械	3	12 (2)	5 (1)	5 (1)	4 (1)	1.3
	電 気	5	12 (2)	5	4	2	2.5
	化 学	10	21 (4)	14 (3)	13 (3)	9	1.6
	農 業	20	38 (6)	30 (4)	23 (3)	18 (2)	1.7
	農業土木	5	10 (2)	8	5	5	1.6
	林 業	10	9 (3)	6 (1)	2 (1)	2 (1)	3.0
	畜 産	10	15 (2)	10 (1)	9 (1)	7	1.4
	水 産	5	23 (5)	16 (3)	12 (2)	6 (1)	2.7
	薬 剤 師	10	11 (2)	9 (2)	7 (2)	6 (1)	1.5
	栄 養 士	3	29 (1)	25 (1)	15	3	8.3
	合 計	256	1,609 (104)	1,073 (54)	505 (29)	292 (12)	3.7
II 類	行 政	—	—	—	—	—	—
	教育行政	—	—	—	—	—	—
	農 業	3	9	5	2	1	5.0
	栄 養 士	—	—	—	—	—	—
	合 計	3	9	5	2	1	5.0
III 類	行 政	50	271	207	137	69	3.0
	教育行政	5	38	28	17	6	4.7
	警察行政	16	88	66	48	22	3.0
	土 木	15	37	31	26	21	1.5
	建 築	—	—	—	—	—	—
	機 械	—	—	—	—	—	—
	電 気	—	—	—	—	—	—
	農業土木	5	9	8	7	6	1.3
	林 業	5	12	11	7	7	1.6
	合 計	96	455	351	242	131	2.7

経 験 者	行 政	65	1,056 (130)	703 (77)	178 (30)	78 (18)	9.0
	行政(DX)	10	62 (8)	39 (6)	31 (5)	9 (0)	4.3
	教育行政	4	189 (12)	126 (9)	12 (0)	5 (0)	25.2
	土 木	5	56	45	30	19	2.4
	建 築	5	16	11	9	5	2.2
	機 械	3	27	26	18	8	3.3
	電 気	3	55	45	19	9	5.0
	農 業	5	27	26	26	5	5.2
	農業土木	3	7	7	4	1	7.0
	林 業	3	10	10	10	7	1.4
	畜 産	3	8	8	8	4	2.0
	水 産	3	16	15	15	5	3.0
	合 計	112	1,529 (150)	1,061 (92)	360 (35)	155 (18)	6.8
	総 計	467	3,602 (254)	2,490 (146)	1,109 (64)	579 (30)	4.3

* ()は、東京会場における数で内数

試験の種類		採用 予定数	申込者数	第1次試験		最終合 格者数	受験倍率
				受験者数	合格者数		
警察官	警A(男性)第1回	52	407	334	208	82	4.1
	警A(男性)第2回	13	197	134	52	30	4.5
	警A(女性)第1回	22	149	118	88	37	3.2
	警A(女性)第2回	6	71	47	24	16	2.9
	警A(武道指導)第1回	2	2	2	2	2	1.0
	警A(武道指導)第2回	3	2	2	1	1	2.0
	警B(男性)	50	475	403	207	101	4.0
	警B(早期採用男性)	28	319	268	117	30	8.9
	警B(女性)	21	181	159	84	46	3.5
	警B(早期採用女性)	12	93	82	48	13	6.3
	警C第1回	14	54	30	20	6	5.0
	警C第2回	5	29	18	10	4	4.5
	警社会人(経験者A)	8	76	57	26	10	5.7
	警社会人(経験者B)	8	105	77	32	13	5.9
	合計	244	2,160	1,731	919	391	4.4

(合計)

試験の種類		採用 予定数	申込者数	第1次試験		最終合 格者数	受験倍率
				受験者数	合格者数		
I 類		256	1,609	1,073	505	292	3.7
II 類		3	9	5	2	1	5.0
III 類		96	455	351	242	131	2.7
経験者		112	1,529	1,061	360	155	6.8
合 計		467	3,602	2,490	1,109	579	4.3
警察官		244	2,160	1,731	919	391	4.4
総 計		711	5,762	4,221	2,028	970	4.4

(定期・臨時の合計)

試験の種類		採用 予定数	申込者数	第1次試験		最終合 格者数	受験倍率
				受験者数	合格者数		
I 類		256	1,609	1,073	505	292	3.7
II 類		3	9	5	2	1	5.0
III 類		96	455	351	242	131	2.7
経験者		112	1,529	1,061	360	155	6.8
合 計		467	3,602	2,490	1,109	579	4.3
警察官		244	2,160	1,731	919	391	4.4
総 計		711	5,762	4,221	2,028	970	4.4

⑤採用候補者名簿からの選択結果

(令和8年7月1日現在)

種類	試験区分	採用候補者	採用者	辞退者	残
I 類	行 政	134	84	50	0
	行政(早期)	11	9	2	0
	教育行政	19	15	4	0
	警察行政	21	11	10	0
	児童福祉	13	11	2	0
	土 木	27	12	15	0
	建 築	5	5	0	0
	機 械	4	3	1	0
	電 気	2	0	2	0
	化 学	9	5	4	0
	農 業	18	16	2	0
	農業土木	5	5	0	0
	林 業	2	1	1	0
	畜 産	7	6	1	0
	水 産	6	5	1	0
	薬剤師	6	5	1	0
	栄養士	3	3	0	0
	計	292	196	96	0
II 類	行 政	-	-	-	-
	教育行政	-	-	-	-
	農 業	1	1	0	0
	計	1	1	0	0
III 類	行 政	69	57	12	0
	教育行政	6	5	1	0
	警察行政	22	18	4	0
	土 木	21	9	12	0
	農業土木	6	4	2	0
	林 業	7	4	3	0
	計	131	97	34	0
経 験 者	行 政	78	65	13	0
	行政(DX)	9	9	0	0
	教育行政	5	5	0	0
	土 木	19	14	5	0
	建 築	5	5	0	0
	機 械	8	4	4	0
	電 気	9	8	1	0
	農 業	5	4	1	0
	農業土木	1	1	0	0
	林 業	7	5	2	0
	畜 産	4	4	0	0
	水 産	5	4	1	0
	計	155	128	27	0
	職員 計	579	422	157	0

警察官	警察官A(男性)	112	78	34	0
	警察官A(女性)	53	32	21	0
	警察官A(武道指導)	3	3	0	0
	警察官B(男性)	101	73	28	0
	警察官B(早期採用男性)	30	23	7	0
	警察官B(女性)	46	28	18	0
	警察官B(早期採用女性)	13	13	0	0
	警察官C	10	7	3	0
	警察官社会人(経験者A)	10	9	1	0
	警察官社会人(経験者B)	13	11	2	0
計		391	277	114	0
総 計		970	699	271	0

(2)採用選考

選考により職員を採用できる職は、福岡県の職員の任用に関する規則第10条に定められている。

採用選考の方法については、同規則の施行細則第1条に定められ、必要に応じて経歴評定、教養試験、専門試験、論(作)文試験その他の方法によって行われる。

令和7年度中の採用選考請求について、人事委員会が承認した状況は、次のとおりである。

任用規則第10条第1項 根拠規定	職	知 事	教 育 委 員 会	職	警 察 本 部
第1号、第2号 (係長以上の職) (巡査部長相当職以上の職)	部長相当職 次長相当職 課長相当職 課長補佐相当職 係長相当職	56		警視相当職 警部相当職 警部補相当職 巡査部長相当職	
第4号 (割愛)	部長相当職 次長相当職 課長相当職 課長補佐相当職 係長相当職 主任主事相当職 主事相当職	2 1 1 4	1	警視相当職 警部相当職 警部補相当職 巡査部長相当職 巡査相当職	4 2
第5号 (かつて職員であった者)		7	5		5
第6号 (職種変更)	部長相当職 次長相当職 課長相当職 課長補佐相当職 係長相当職 主任主事相当職 主事相当職	2 6 13 26 20 5	1 11	警視相当職 警部相当職 警部補相当職 巡査部長相当職 巡査相当職	
第7号 (選考職)	医師 学芸員 学芸員(西洋美術) 学芸員(現代美術) 学芸員(アーカイブ) 消防教官 農業技術 文化財発掘技師 労務職員(自動車 運転士)	7 1 1 1 3 4 1 1	1 4 1 1	情報処理 保健師 電気 航空従事者 海技従事者 研究職員(物理) 研究職員(化学) 研究職員(文書鑑 定) 研究職員(法医)	5 1 1 1 1 1 1 1 1
第8号及び第9号 (前各号に掲げるもの以外)					
合 計		156	25		24

なお、人事委員会において試験を実施している公開による採用選考、障がい者を対象とする採用選考及び就職氷河期世代を対象とする採用選考、労務職員採用選考の令和7年度実施状況は、次のとおりである。

〔前期〕

職 種	採 用 予定数	申込者数	第1次選考		最終合格 者 数	受験倍率
			受験者数	合格者数		
看 護 師	3	13	8	8	2	4.0
研 究 職 員	6	35	28	11	5	5.6
獣 医 師	25	25	23	—	22	1.0
船 員	1	2	2	2	0	—
心 理 判 定 員	5	21	18	11	8	2.3
児童自立支援専門員	3	4	4	0	0	—
保 育 士	10	18	14	14	9	1.6
保 健 師	15	47	41	33	12	3.4
職 業 指 導 員	5	22	20	10	3	6.7
合 計	73	187	158	89	61	2.6

〔後期〕

職 種	採 用 予定数	申込者数	第1次選考		最終合格 者 数	受験倍率
			受験者数	合格者数		
児 童 福 祉	5	25	22	13	9	2.4
心 理 判 定 員	5	10	9	5	3	3.0
研 究 職 員	4	7	5	5	4	1.3
獣 医 師	10	8	8	—	5	1.6
船 員	1	0	—	—	—	—
保 育 士	3	4	4	2	2	2.0
職 業 指 導 員	2	4	4	2	1	2.0
合 計	30	58	52	27	24	2.2

〔障がい者別枠選考〕

試験区分	採 用 予定数	申込者数	第1次選考		最終合格 者 数	受験倍率
			受験者数	合格者数		
行 政	8	53	41	25	8	5.1
教 育 行 政	2	13	13	7	2	6.5
警 察 行 政	3	22	18	9	3	6.0
合 計	13	88	72	41	13	5.5

〔就職氷河期世代を対象とする採用選考〕

試験区分	採用 予定数	申込者数	第1次選考		最終合格 者数	受験倍率
			受験者数	合格者数		
行政	5	149	133	15	5	26.6
教育行政	2	64	61	8	2	30.5
警察行政	1	13	12	5	1	12.0
合計	8	226	206	28	8	25.8

〔労務職員採用選考〕

試験区分	採用 予定数	申込者数	第1次選考		最終合格 者数	受験倍率
			受験者数	合格者数		
農業技術員	4	61	48	27	10	4.8
林業技術員	1	8	8	5	1	8.0
道路河川技術員	5	70	55	21	6	9.2
水産・ダム管理技術員	1	11	8	5	2	4.0
合計	11	150	119	58	19	6.3

(3)昇任選考

職員の昇任については、警察官昇任試験を除き選考により実施している。

任命権者へ委任したものを除き、令和7年度中の昇任選考請求について、人事委員会が承認した状況は、次のとおりである。

区 分		部 長	次 長	課 長	課長補佐	係長以下	合 計
知 事	一般行政職(事務)	15	28	67	94	133	337
	一般行政職(技術)	2	13	39	87	78	219
	海事職						
	医療職		1				1
	特定獣医師職			3			3
	看護師職						
	研究職		1	6			7
合 計		17	43	115	181	211	567
教 育 委 員 会	一般行政職(事務)	2	5	6	16	15	44
	一般行政職(技術)					1	1
	学校事務			7	19	31	57
	合 計	2	5	13	35	47	102

区 分		警 視	警 部	警部補	巡査部長	合 計
警 察 本 部	一般行政職(事務)	7	8	20	26	61
	一般行政職(技術)			4	4	8
	海事職					
	医療職(三)					
	研究職				2	2
	公安職	36				36
合 計		43	8	24	32	107

(4) 臨時的任用の承認

任命権者は、欠員の場合においては、人事委員会の承認を得て、6月を超えない期間で臨時的任用を行うことができることとされている(緊急の場合、一時的に業務が増大した場合又は任用期間を更新する場合においては、人事委員会の承認があったものとみなすこととしている(福岡県の職員の任用に関する規則第34条及び第35条))。

令和7年度中に、任命権者の申請に基づき人事委員会が承認した状況は、次のとおりである。

任命権者	件数
知 事	73
教育委員会	167
警 察 本 部	
そ の 他	
合 計	240

(5) 任期付職員の採用の承認

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律及び地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律の規定に基づき、任命権者は任期付招へい研究員、特定任期付職員、一般任期付職員の採用に当たり、人事委員会の承認を得なければならない。令和7年度の承認件数は3件である。

- (注)・任期付招へい研究員:民間等の優れた研究者を県の試験研究機関に受け入れるもの
・特定任期付職員:高度の専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて採用するもの
・一般任期付職員:専門的な知識経験を有する者を任期を定めて採用するもの

(6) 定年制度

福岡県職員の定年に関する条例施行規則の規定により、定年に達した職員の勤務延長、管理監督職勤務上限年齢に達した職員の異動の延長及び定年前再任用の状況について、任命権者に報告を義務付けるとともに、勤務延長職員の再延長及び異動期間の延長職員の再延長については人事委員会の承認を得ることとしている。

令和7年度から8年度にかけての勤務延長及び異動期間の延長件数は37件、定年前再任用の件数は103件である。

なお、定年が段階的に引き上げられる経過期間において、65歳まで再任用できる従前の再任用制度と同様の仕組みである暫定再任用の件数は1,383件である。

区 分	知事部局	教育委員会	警察本部	計
勤務延長	2	0	0	2
異動期間の延長	2	33	0	35
定年前再任用	8	77	18	103
(参考) 暫定再任用	261	1,067	55	1,383
更新	260	1,044	55	1,359

4 給与関係業務

(1) 給与等に関する報告及び勧告

- ① 県職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査(地方公務員法第8条及び第24条)
職員の給与等に関する報告及び勧告に向けて、職員の給与と民間の給与との精確な比較等を行う必要があるため、「令和7年県職員給与等実態調査」及び「令和7年職種別民間給与実態調査」を行った。
※ 概要については「福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告(令和7年9月)」参考資料を参照

- ② 職員の給与等に関する報告及び勧告(地方公務員法第8条、第14条及び第26条)
令和7年9月19日に、県議会及び知事に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。給与勧告のポイントは以下のとおりである。

【令和7年4月の公民較差に基づく給与改定等】

～月例給、ボーナスともに引上げ～

- ・ 民間給与との較差 11,226 円(2.98%)の解消を図るため、給料月額を引上げ
- ・ 期末・勤勉手当の支給月数を 0.05 月分引上げ

(ア) 民間給与との較差及び給与改定の内容

a 民間給与との比較

(a) 月例給

民 間	職 員	較 差
388,130 円	376,904 円	11,226 円[2.98%]

(b) 期末・勤勉手当

民 間	職 員	差
4.64 月	4.60 月	0.04 月

b 給与改定の内容(令和7年4月1日から実施)

(a) 月例給

- ・ 公民較差の状況及び人事院勧告における俸給表の改定内容を勘案して、給料表を改定。若年層に重点を置きつつ、中堅層以上の職員についても、昨年を大幅に上回る引上げ改定を行い、全ての職員を対象に給料表を引上げ

(b) 期末・勤勉手当

- ・ 民間の年間支給割合に見合うよう、0.05 月分引上げ
4.60 月分→4.65 月分(引上げ分は期末手当及び勤勉手当に均等に配分)

(c) 諸手当等

- ・ 通勤手当

自動車等使用者に対する通勤手当の引上げや駐車場等の利用に対する通勤手当の新設等について、国に準じた見直しを行う必要がある。

- ・ 教職員給与の見直し

公立学校の教員の給与については、法改正により、教職調整額を段階的に引き上げることとされたため、法の趣旨を踏まえた適切な処遇を実現する観点から、速やかに必要な措置を講ずる必要がある。

また、主務教諭の設置が可能となることから、その設置について調査・研究を進める必要がある。

(d) その他の課題

- ・ 人事院は、本府省の業務の特殊性・困難性の高まりに伴い、本府省の職員の職務・職責が重くなっていることを踏まえ、本府省業務調整手当の引き上げを行った。本県においても、本庁の業務の特殊性・困難性、並びに本庁職員に係る公民給与の比較方法及びその職務・職責に応じた適切な処遇の在り方について調査・研究する必要がある。

(2) 人事管理に関する報告

県職員は、県民の安全・安心な暮らしを守り、県の発展を牽引するとともに、次世代への責任を担う極めて重大な責務を負っている。

しかし、近年、職員採用試験の受験者数の減少、若年層職員の離職や長期病気休暇者の増加など、人材確保に苦慮している状況にある。県では、これまでも採用試験の見直しなど様々な取組を講じてきたものの、十分な成果が出ておらず、この状況を放置すれば、県行政の根幹を支える県庁の執行体制が危機的状況に陥りかねない。

この危機を打開し、将来にわたり質の高い行政サービスを提供し続けるためには、「将来を見据えた人事管理」への転換が不可欠であり、既に民間企業では、個人が未来のキャリアを主体的に描けるような取組を始めている。

本県においても、職員が高い使命感とやりがいを持って働くことができ、かつ、自分らしいキャリアを形成し、業務を通じて成長を実感できる環境をスピード感を持って構築することが必要である。そのことが、県庁が「魅力的で選ばれる組織」へと変革していくことにつながる。

また、生産年齢人口の減少に対し、限られた人的資源で最大のパフォーマンスを発揮できるよう、DXの推進等により、職員がより創造的で戦略的な業務に集中できる「持続可能な執行体制」を構築すべきである。

① 魅力的で選ばれる組織の実現

(ア) 高い使命感とやりがいをもって職務に取り組める職場

a 県行政を支える有為な人材の確保

令和6年度の職員採用試験の受験者数は、10年前と比較して6割程度の水準まで減少しており、将来的に必要とされる人員の確保が困難な事態に陥る懸念がある。

本委員会では、令和7年度から採用試験を大幅に見直したことで、新たな受験者層の掘り起こしにつなげたところであるが、今後、人材の流動化がますます進む中で、必要な人材を確保するためには、公務員経験者に特化したものなど新たな選考試験の検討も必要と考える。

採用試験の継続的な検証と見直し及び受験者が必要とする情報の積極的な発信を通じて、有為な人材の確保に努めていく。

b 経験者試験採用職員の適応支援・育成と経験・能力の発揮

民間企業等職務経験者試験の採用者数は、増加傾向にあり、この傾向は今後も続く予想される。経験者試験採用職員が、これまでに培った経験や知識を活かすことは、組織の活性化を促し、他の職員にも好影響をもたらすものである。

一方で、公務独特の価値観や仕事の進め方への適応、加えて既存の知識、スキル、価値観の意識的な見直しであるアンラーニングが求められるといった課題も指摘されており、新卒者同様に配慮が必要である。

こうした背景から、経験者試験採用職員の強みを最大限に引き出しつつ、県組織への円滑な適応を支援するためには、多角的なアプローチが不可欠である。

各任命権者においては、経験者試験採用職員がそのポテンシャルを最大限に発揮できる環境を整備していくことが強く求められている。

c 職務・職責をより重視した適切な給与等処遇の改善

県行政を支える優秀な人材を確保するためには、職務・職責をより重視した給与等の処遇面での取組が必要であり、その実現のため、国に準じて公民給与の比較方法を改善することとし、比較対象とする企業規模をこれまでの「50人以上」から「100人以上」に見直す。

d 公務員倫理の徹底

県の発展を担う職員には、使命感と規範意識に満ち、諸課題に敢然と立ち向かう精神が求められる。そのため、職員一人ひとりが、県民全体の奉仕者であること、自らの行動が県職員全体の信用に大きな影響を与えることをしっかりと自覚し、公務内外を問わず自らの行動を厳しく律しなければならない。

任命権者においては、これまで以上に職員の綱紀の保持、服務規律の確保について徹底を図ること、管理監督者においては、職員の勤務態度や生活の異変を察知できるよう、風通しの良い職場づくりに取り組むことが重要である。

(イ) 一人ひとりが成長を実感できる職場

a キャリア形成の支援

近年、「キャリア形成」や「成長実感」を強く意識し、兼業・副業への関心やワーク・ライフ・バランスを重視する傾向が見られるなど、若年層のキャリア意識の変化は顕著である。

こうした若年層のキャリア形成への関心の高まりを受け、職員が自身のキャリアを考える機会を提供し、組織としてその成長を支援することが求められている。

任命権者には、職員のモチベーションと組織パフォーマンスの向上のため、職員が公務外の経験を含めて新たなチャレンジや意欲に応じたキャリア形成に積極的に取り組める職場環境の整備に努めるよう求める。

併せて、管理職員に若年層職員のキャリアに対する意識の変化について理解を深めさせ、各職場で職員の自律的なキャリア形成に対する適切な支援が行われるよう、必要な指導・啓発を徹底することが肝要である。

b 人事評価を通じた人材育成の推進

人事評価においては、職員一人ひとりの意欲的な業務への挑戦と、さらなる成長を促すことで、ひいては組織活力の向上につなげていくことが肝要である。

評価の過程で行われる面談は、職員が成長を実感する機会であり、上司と部下の双方向のコミュニケーションと具体的な行動への指導・助言を含む適切なフィードバックを通じた面

談の質の充実が不可欠である。更に、評価者全体に対し繰り返し研修を実施し、評価能力の均一化を図ることも重要である。

任命権者は、職員の理解と納得感を高めながら、より効果的な人材育成を目指し、今後人事評価制度に適切に取り組むことで、組織全体の持続的な発展に貢献することが求められる。

c 女性活躍推進

任命権者は、特定事業主行動計画に基づき女性職員の登用を推進しており、一定の成果をあげているところではあるが、引き続き、同計画に基づく積極的な登用を進める必要がある。

職員が昇任を前向きにとらえるためには、キャリアに関する不安を払拭するための研修において、管理監督職員として働くことの魅力を伝えるとともに、仕事と家庭を両立しながら自らのキャリアを描いていける環境を整備することが重要である。

また、性別や家庭の事情などによる無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の意識改革を促し、職員に多様な職務機会を提供することでキャリア形成を支援し、両性の視点を広く県の施策に反映させていくことが肝要である。

今後も引き続き、計画に基づいた積極的な採用や登用、両立支援、管理監督者として職責を担うことのやりがいや魅力の発信、多様な職務機会の提供等に着実に取り組み、職員の活躍をより一層推進していく必要がある。

(ウ) 誰もが働きやすい職場

a 長時間労働の是正

長時間労働の是正は、最も優先すべき課題の一つである。任命権者においては、定例的な業務により恒常的に長時間労働となっている場合と、災害対応等のように突発的に長時間の時間外勤務を命ぜざるを得ない場合とを区別した上で、引き続き、その要因の整理・分析や職員の負担軽減につながる取組を一層進めていく必要がある。

長時間労働の是正は県庁全体で取り組まなければならない課題であり、全庁的な業務の見直し・効率化の推進により、時間外勤務縮減に努めていくことが重要である。

b 教職員の働き方改革

教育の質を維持し、更に向上させていくためには、教職員が児童・生徒と十分に向き合う時間の確保・充実が必要不可欠であり、教職員が一丸となって働き方改革に取り組むことが重要である。

県教育委員会においては、現在実施している取組の結果を検証し、効果的な取組を強力に推し進めるとともに、教員が行うことを要しない業務の外部委託の検討や、先進的な取組を行う学校をモデル校として、働き方の改善のための具体的手法を効率的に広めること等が必要である。また、市町村教育委員会に対して、教職員の働き方改革が推進されるよう働きかけていくべきである。

さらに、校長等の管理職員がリーダーシップを発揮し、率先して業務の見直しや効率化・

合理化を進めるとともに、誰もが周囲に相談しやすい環境を構築することが極めて重要である。

また、県及び市町村の教育委員会が主体となって、管理職員が学校内のマネジメントに注力できる体制を整備することも重要である。

c 柔軟で多様な働き方ができる職場づくり

働く場所や勤務時間を柔軟に選択できる働き方は、仕事と生活の両立支援、能力発揮やライフスタイルに合った多様な働き方の実現につながる有効な取組であり、人材確保の観点からも極めて重要である。任命権者においては、現行の制度の活用状況や職員のニーズを踏まえ、国や他の都道府県、民間労働法制の動向にも留意しながら、引き続き充実に図る必要がある。

特に、男性職員の育児休業や育児に係る休暇の取得率は女性職員と比べて依然として低く、任命権者は、管理職員の意識改革を促すなどして、男性職員がこれらの休業や休暇を取得しやすい職場づくりを進めていくべきである。

d ハラスメント防止及びメンタルヘルス対策

職員一人ひとりが能力を最大限に発揮し、意欲的に職務に取り組むためには、心身の健康が不可欠であるが、職場におけるあらゆるハラスメントは、心の健康を損なわせる深刻な問題であり、組織全体の公務能率の低下や貴重な人材の損失にもつながりかねない。

管理職員をはじめとする全ての職員は、誰もがハラスメントの行為者となり得ることを十分理解した上で、他者を尊重し、ハラスメントのない職場づくりに主体的に取り組むことが求められる。

職員の心身の健康を損なう要因として、ハラスメントのほか、職場の人間関係、仕事の質・量などが考えられることから、人事異動、昇任等により業務内容や環境に変化が生じた職員は、メンタル不調となるリスクが高く、特にきめ細かな配慮が必要である。

管理監督者においては、メンタルヘルス不調の早期発見・早期対応に努めることが極めて重要であり、任命権者においては、風通しのよい職場づくりなどに着実に取り組んでいく必要がある。

e 会計年度任用職員制度の適切な運用

会計年度任用職員が意欲を持ち、安心して働くためには、適切な勤務条件の確保が重要であり、任命権者においては、引き続き適切な制度運用を行う必要がある。

f 職員と組織が共に成長する好循環を生み出す取組

本県が、「働きたい組織」として職員から選ばれるために、職員の組織に対する満足度を向上させることが必要であり、任命権者が職員の満足度向上を阻害する要因を洗い出し、確実に改善していくことが重要である。

そのために、任命権者が、手元にある人事関連の情報を用いた現状分析により課題を把握した上で、職員の組織に対する思い入れ、働きがいや意欲、自身の成長実感などの「エンゲージメント」に関する調査を実施し、改善施策へとつなげていく取組が有効である。

② 持続可能な執行体制の構築

(ア) 業務プロセスの最適化の徹底

持続可能な執行体制を構築するためには、限られた資源を最大限に活用し、より質の高いサービスを提供できるよう、業務プロセスの最適化を徹底することが必要である。

本県では、業務のアウトソーシングの推進、テレワークなどの環境整備、業務マニュアルなどの作成による業務の標準化に取り組んでおり、こうした取組を更に進めていくべきである。その際、現場の意見を積極的に取り入れ、より現場に即した改善を検討すること、一過性のものとせず継続的に改善を繰り返していくことが重要である。

(イ) 生成AIなど先端技術を活用したDXによるパフォーマンスの向上

本県では、「福岡県行政改革大綱」及び「福岡県DX戦略」に基づき、デジタル技術の活用による働き方改革を積極的に推進しており、RPAやAI-OCRを導入し、業務の効率化と職員の負担軽減に一定の成果を上げている。これらに加えて、生成AIなどを活用したDXの推進は、職員がより付加価値の高い業務に注力できる環境を創出し、結果として長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランス向上に寄与するものであり、こうした先端技術の積極的な活用を推進していくべきである。

(ウ) 人事関連情報のデジタル化による戦略的人事管理の実現

知事部局では、人事管理業務のデジタル化が進められているが、更なるデジタル化による業務効率化の余地が大きいと考えられる。

職員が使命感とやりがいをもって業務に取り組むためには、個人の意向にも十分配慮した人事配置を行うことが不可欠であり、職員の発令履歴、研修の受講履歴、人事評価結果、異動希望をはじめ、資格・免許、前歴での職務内容、専門分野など、人事関連情報をシステムで統合的にデータベース化し、人事異動業務のDXを推進することが有効である。

また人材確保が厳しさを増す中、組織に必要な人材像を明らかにし、庁内各部局における人材構成を分析・可視化することで、将来を見据えた戦略的な人事管理を行うことが重要となる。

任命権者には、取組の基盤となる人事関連情報の総合的データベースを早期に整備することが求められている。

※ 詳細については「福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告(令和7年9月)」を参照

③ 人事統計報告(地方公務員法第8条及び福岡県人事統計報告に関する規則(昭和27年福岡県人事委員会規則第7号))

令和7年4月1日現在の職員の人員、平均年齢、平均経験年数、平均給与月額等の人事統計に関する報告書を作成した。

	適用人員 (人)	平均年齢 (歳)	平均経験年数 (年)	平均給与月額 (円)
全給料表	39,077	40.3	18.2	410,771
行政職給料表	8,960	40.8	18.9	391,303
医師職給料表	37	44.5	19.9	890,705
看護師職給料表	41	39.4	16.4	374,317
研究職給料表	334	42.4	19.4	456,300
特定獣医師職給料表	68	41.6	17.6	474,784
公安職給料表	11,110	39.8	18.5	403,492
教育職給料表(二)	5,322	43.0	20.3	448,401
教育職給料表(三)	13,200	39.3	16.5	412,191
特定任期付職員給料表	5	46.7	13.6	508,837

(3)初任給、昇格、昇給関係承認状況(令和7年度)

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第39条に係る承認件数は次のとおりである。

	知 事	教育委員会	警察本部長	計
件数	6	3	1	10

※ 39条:規則により難しい場合

5 労働基準監督関係業務

(1)事業場の区分

(令和8年3月31日現在)

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権行使の区分を明らかにするため、厚生労働省福岡労働局と協議の上、県の各事業場について、労働基準法別表第1の号別決定を行っている。

① 人事委員会が職権を行使する事業場一覧

労働基準法 別表第1の 事業区分	事業 場数	該 当 事 業 場			
		知事部局	教育委員会	警察本部	その他
第12号 (教 育 調査研究)	157	公文書館	教育センター	警察学校	
		職員研修所	体育研究所		
		消防学校	美術館		
		アジア文化交流 センター	図書館		
		保健環境研究所	社会教育総合セ ンター		
		高等技術専門校 (7)	英彦山青年の家		
		福岡障害者職業 能力開発校	少年自然の家 (2)		
		工業技術センタ ー(化学繊維研 究所を含む。)	九州歴史資料館		
		工業技術センタ ー研究所 (3)	中学校 (4)		
		農業大学校	高等学校(分校 を含む。)(94)		
		農林業総合試験 場	輝翔館中等教育 学校		
		農林業総合試験 場資源活用研究 センター	視覚特別支援学 校(寄宿舎を除 く。)(3)		
		農林業総合試験 場分場 (3)	聴覚特別支援学 校(寄宿舎を除 く。)(4)		
		水産海洋技術セ ンター	特別支援学校 (寄宿舎を除 く。)(14)		
		水産海洋技術セ ンター 研 究 所 (3)			

労働基準法 別表第1の 事業区分	事業 場数	該 当 事 業 場			
		知事部局	教育委員会	警察本部	その他
別表第1に 該当しない 官公署	129	本庁	教育庁本庁	警察本部	人事委員会事務局
		県税事務所(12)	教育庁教育事務所(6)	自動車警ら隊	監査委員事務局
		東京事務所	夜須高原野外活動センター	鉄道警察隊	議会事務局
		パスポートセンター(支所を含む。)		機動捜査隊	選挙管理委員会(事務部局)
		女性相談支援センター		自動車運転免許試験場(4)	労働委員会事務局
		消費生活センター		交通機動隊	海区漁業調整委員会事務局(3)
		保健福祉環境事務所、保健福祉事務所(保護課、総務企画課医療扶助係、社会福祉課、監査指導課)(10)		高速道路交通警察隊	
		精神保健福祉センター		第一機動隊	
		児童相談所(保護課を除く。)(6)		第二機動隊	
		障がい者更生相談所		北九州市警察部	
		労働者支援事務所(4)		福岡武道館	
		中小企業振興事務所(4)		警察署(交番、駐在所、派出所を含む。)(36)	
		計量検定所			
		関西・中京事務所			
		農林事務所(6)			
		農林事務所普及指導センター(8)			
		家畜保健衛生所(4)			
計	286	90	137	51	8

② 福岡労働局が職権を行使する事業場一覧

労働基準法 別表第1の 事業区分	事業 場数	該 当 事 業 場			
		知事部局	教育委員会	警察本部	その他
第1号 (製造加工)	1			警察車両整備工場	
第3号 (土木建築)	31	筑後川水系農地 開発事務所 県土整備事務所 (三池港管理出張所 を含む。) (11) 県土整備事務所 支所 (4) ダム管理出張所 (13) 苅田港務所 流域下水道事務 所			
第13号 (保健衛生)	31	保健福祉環境事 務所、保健福祉 事務所(保護 課、総務企画課 医療扶助係、社 会福祉課、監査 指導課を除く。) (11) 食肉衛生検査所 児童相談所保護 課 (6) 福岡学園 こども療育センタ ー新光園	視覚特別支援学 校寄宿舎 (3) 聴覚特別支援学 校寄宿舎 (2) 特別支援学校寄 宿舎 (6)		
計	63	51	11	1	0

(注) ()内の数は事業場数を示す。

(2)労働基準監督機関の職権行使

令和7年度中に地方公務員法第58条第5項の規定に基づく労働基準法及び労働安全衛生法等上の労働基準監督機関の職権について、人事委員会が行使した件数は次のとおりである。

処 理 事 項	知事部局	教育委員会	警察本部	その他	計
解雇予告除外認定	0	3	4	0	7
宿日直許可	0	0	5	0	5
三六協定届	27	131	1	0	159
衛生管理者等選任報告	32	45	33	1	111
労働者死傷病報告	2	9	75	0	86
小型ボイラー設置報告	1	2	0	0	3
クレーン設置報告	0	0	0	0	0
機械等設置届	0	0	0	0	0

(3)事業場調査

勤務条件に関する法令違反を防止するとともに職員の安全及び健康を確保し、良好な執務環境を形成することを目的として、人事委員会が労働基準監督機関としての役割を的確に果たすため、職権を行使する286事業場全てに対し、書面調査を実施し、その上で7事業場に対し現地調査を実施した。

6 服務、勤務時間関係業務

(1)職務専念義務の免除

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないとされており(地方公務員法第35条)、特別の定めとして「職務に専念する義務の特例に関する条例」があり、この条例及び「職務に専念する義務の免除に関する規則」において、職員の職務専念義務を免除することができる場合を規定している。

令和7年度における規則第2条第13号の規定に基づく承認件数は、次のとおりである。

項 目	知事部局	教育委員会	警察本部	その他	計
体育競技大会参加	1	0	0	0	1
その他	1	0	0	0	1

(2)勤務時間関係

職員の勤務時間、休日及び休暇等に関し、条例、規則又は運用通知に基づく承認、協議の件数は次のとおりである。

項 目	知事部局	教育委員会	警察本部	その他	計
ボランティア休暇の承認 協議	1	0	0	0	1

(3)勤務時間、休暇等に関する制度の改正

① 福岡県職員の育児休業等に関する規則の一部改正

福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部改正(部分休業の拡充等)に伴い、規定の整備を行った(R7.10.1施行)。

② 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正

福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、規定の整備を行った(R7.10.1施行)。

また、特別休暇の「子育て支援休暇」について、取得要件の拡大に関する規定の整備を行った(R8.4.1施行)。

③ 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用通知の一部改正

国の職員の取扱いに準じて、災害による住居滅失等の場合の休暇の対象範囲拡大に係る規定の整備を行った(R7.9.26施行)。

また、福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正(子育て支援休暇の取得要件の拡大)に伴い、関連する規定の整備を行った(R8.4.1施行)。

④ 福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部改正

国の非常勤職員の取扱いに準じて、無給となっている休暇の一部を有給化する(ドナー休暇、短期介護休暇など)等の規定の整備を行った(R8.4.1施行)。

また、子育て支援休暇について、取得要件の拡大に係る規定の整備を行った(R8.4.1施行)。

7 公平審査関係業務

職員が全力を挙げて職務に専念し、適正かつ能率的な業務を行うためには、職員の身分が保障され、適切な勤務条件が確保されている必要がある。

それらが不十分である場合、あるいは侵害された場合の救済の手段として、地方公務員法では「勤務条件に関する措置の要求」及び「不利益処分についての審査請求」の制度が定められている。

(1) 勤務条件に関する措置の要求関係

勤務条件に関する措置要求制度は、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合に、人事委員会が審査を行って事案を判定し、必要に応じて権限を有する当局に対し勧告を行う等の方法で、事案の解決に当たるものである。

① 措置要求の処理状況

区 分	令和6年度末 (R7.3.31) 係属件数	令和7年度		令和7年度末 (R8.3.31) 係属件数
		要求件数	処理件数	
計	2	3	3	2

② 令和7年度審査の結果

事 案 名	審 査 等 の 状 況
令和7年(措)第1号事案	取下げ 令和7年4月11日
令和7年5月14日付け措置要求 令和7年5月28日付け措置請求	却下 令和7年6月27日

(2) 不利益処分についての審査請求関係

不利益処分に関する審査制度は、職員から懲戒その他不利益処分についての審査請求があった場合に、人事委員会が事案を審査し、その結果に基づいてその処分を承認し、修正し、又は取り消す判定を行うものである。

① 審査請求の処理状況

区 分		令和6年度末 (R7.3.31) 係属件数	令和7年度		令和7年度末 (R8.3.31) 係属件数
			申立件数	処理件数	
分 限 処 分	降 給	0	0	0	0
	降 任	0	0	0	0
	休 職	0	0	0	0
	分 限 免 職	0	0	0	0
懲 戒 処 分	戒 告	10	0	0	10
	減 給	2	0	0	2
	停 職	0	0	0	0
	懲 戒 免 職	2	2	2	2
その他（転任など）		1	2	3	0
計		15	4	5	14

② 令和7年度審理の開催状況

区分	準備手続	口頭審理	計
開催回数	2	1	3

③ 令和7年度審査の結果

事 案 名	審 査 等 の 状 況
平成6年(不)第8号事案	取下げ 令和7年4月13日
令和7年5月14日付け審査請求(2件)	却下 令和7年7月9日
昭和43年(不)第58号事案	打切り 令和7年10月28日
平成29年(審)第3号事案	裁決 令和8年3月11日

(3) 苦情相談関係

勤務条件に関する措置の要求や審査請求に至らないような職員の給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理全般に関する事項について、職員からの苦情相談業務を実施している。

令和7年度の相談件数は、次のとおりである。

① 任命権者別

任命権者	知事部局	教育委員会	警察本部	受託町	計
件 数	20	11	3	0	34

② 相談内容

相談内容	勤務条件・服務	給与	任用	セクハラ・パワハラ	その他	計
件 数	11	1	6	13	3	34

(4) 公平委員会事務受託関係

公平委員会を置くこととされている地方公共団体は、職員の勤務条件に関する措置の要求の審査、判定及び必要な措置並びに職員に対する不利益処分についての審査請求に対する裁決についての事務を、他の地方公共団体の人事委員会に委託することができる。

これにより当委員会に公平委員会事務を委託している地方公共団体は、芦屋町、岡垣町、水巻町、遠賀町、小竹町、鞍手町及び大刀洗町の7町である。

なお、令和6年度においては、上記町職員による不利益処分に関する審査請求はなされておらず、係属する事案もないが、勤務条件に関する措置の要求については、1事案が継続中である。

8 職員団体関係業務

(1)管理職員等の範囲の指定

地方公務員法第52条第4項の規定に基づく管理職員等の範囲は、次のとおりである。

本 庁

(令和8年3月31日現在)

機 関	職
議 会 事 務 局	事務局長 理事 事務局次長 法務監 副理事 課長 室長 副課長 参事 企画監 課長補佐 総務課の秘書係長
知 事 部 局	土木審議監 部長 会計管理者 会計管理局長 理事 技監 局長 秘書 室長 次長 技術次長 副理事 職務改善調査監 水資源対策長 医監 食の安全総合調整監 課長 室長 副課長 参事 監察監 企画監 広報 監 地域政策監 情報企画監 産業企画監 健康管理監 県政情報監 防 災危機管理専門監 監査指導監 建設監理監 課長補佐 室長補佐 監察 員 秘書室の参事補佐、企画主幹、主幹、係長、企画主査、指導主査、事 務主査及び各係の上席の主任主事又は主事 人事課の参事補佐、企画主 幹、主幹、係長、企画主査、指導主査、事務主査、主任主事及び主事 財 政課の予算担当の企画主幹及び企画主査 財産活用課の管理第一係長 総務事務厚生課の人事、服務又は公務災害補償担当の企画主幹又は企 画主査 総合政策課の総務係長 調査統計課の人事又は服務担当の企画 主幹又は企画主査 社会活動推進課の総務係長 保健医療介護総務課の 総務係長 福祉総務課の総務係長 環境政策課の総務係長 商工政策課 の総務係長 農林水産政策課の総務係長 県土整備総務課の総務係長 建築都市総務課の総務係長
教育委員会事務局	副教育長 教育監 理事 部長 副理事 課長 副課長 企画監 参事 主 幹指導主事 主幹社会教育主事 服務監察監 人事管理主事 課長補佐 服務監察員 総務企画課の総務秘書係長、人事係長、企画主査及び人事 係の職員団体担当の事務主査並びに上席の主任主事又は主事 財務課 の給与係長及び企画主査 教職員課の福利・職員係長、市町村立学校係 長、県立学校係長、企画主査及び福利・職員係の職員団体担当の事務主 査並びに上席の主任主事又は主事
選挙管理委員会事務局	書記長
人事委員会事務局	事務局長 事務局次長 副理事 課長 副課長 参事 課長補佐 参事補 佐 企画主幹 主幹 係長 企画主査 指導主査 事務主査
監査委員事務局	事務局長 事務局次長 副理事 課長 室長 副課長 参事 課長補佐 室 長補佐
労働委員会事務局	事務局長 事務局次長 副理事 課長 副課長 参事 課長補佐
海区漁業調整委員会事務局	事務局長

備 考

- 1 この表中「知事部局」とは、福岡県行政組織規則(昭和34年福岡県規則第66号)第2条第1号に規定する機関をいう。
- 2 知事部局の項中「課長補佐 室長補佐」とは、人事、服務又は庁中取締りについて課長若しくは室長又は副課長若しくは副室長を補佐するものをいう。
- 3 この表中「教育委員会事務局」とは、教育委員会事務局のうち福岡県教育庁組織規則(平成30年福岡県教育委員会規則第1号)第20条に規定する教育事務所以外の機関をいう。

- 4 教育委員会事務局の項中「課長補佐」とは、人事、服務又は給与について課長又は副課長を補佐するものをいう。
- 5 教育委員会事務局の項中「企画主査」とは、秘書、人事、服務、給与又は職員団体を担当するものをいう。
- 6 この表中「選挙管理委員会事務局」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第191条第1項に規定する職員により構成される機関をいう。

出先機関

機 関	職
公 文 書 館	館長
職 員 研 修 所	所長 次長
県 税 事 務 所	所長 副所長 次長 課長
消 防 学 校	校長
東 京 事 務 所	所長 副所長 総務課長
パスポートセンター	所長 支所長
アジア文化交流センター	所長 副所長
女性相談支援センター	所長
消費生活センター	所長
保健福祉環境事務所 及び保健福祉事務所	所長 保健監 副所長 環境長 課長
保 健 環 境 研 究 所	所長 副所長 管理部長 総務課長
精神保健福祉センター	所長 副所長 総務企画課長
食肉衛生検査所	所長 と畜検査第一課長
児 童 相 談 所	所長 副所長 里親・施設課長
福 岡 学 園	園長 児童自立支援監 庶務課長
障がい者更生相談所	所長 知的障がい者支援課長
こども療育センター新光園	園長 副園長 事務長 経営管理課長 総看護長
労働者支援事務所	所長
高等技術専門学校	校長 副校長 庶務課長 訓練第一課長(大牟田及び小倉の高等技術専門学校に限る。)
障害者職業能力開発校	校長 副校長 庶務課長
中小企業振興事務所	所長
計 量 検 定 所	所長 次長 総務課長
関西・中京事務所	所長
工業技術センター	所長 副所長 企画管理部長 研究所長 総務課長 機能材料課長 庶務課長

機 関	職
農 林 事 務 所	所長 副所長 センター長 課長(北九州及び京築の普及指導センターに置かれるものを除き、福岡、北筑前、朝倉、久留米、飯塚、田川、南筑後及び八女の普及指導センターにおいては地域振興課長に限る。) 出張所長
農林業総合試験場	場長 センター長 副場長 副センター長 管理部長 企画部長 総務・普及部長 総務課長 分場長
農 業 大 学 校	校長 副校長 教務部長
家畜保健衛生所	所長 副所長 管理衛生課長
農地開発事務所	所長 副所長 課長
水産海洋技術センター	所長 副所長 研究所長 総務課長
県土整備事務所	所長 副所長 支所長 センター長 地域整備企画監 課長 室長 出張所長
港 務 所	所長 庶務課長
流域下水道事務所	所長 庶務課長
福岡県行政組織規則第二百六十条の二に規定する出先機関	副理事 参事
教 育 事 務 所	所長 副所長 主幹指導主事 人事管理主事 総務課長
教 育 セ ン タ ー	所長 副所長 副理事 部長 総務課長
体 育 研 究 所	所長
美 術 館	館長 副理事 副館長 総務課長
図 書 館	館長 副理事 副館長
社会教育総合センター	所長 副理事
英彦山青年の家	所長 総務課長
少 年 自 然 の 家	所長
九州歴史資料館	館長 副理事 副館長
県立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校	校長 副校長 教頭 事務長 船長

(2)職員団体の登録等

ア 地方公務員法第53条の規定に基づく登録職員団体は、令和7年度末現在で14団体である。

イ 令和7年度における上記事務の処理状況は、新規登録0件、役員変更10件、規約変更3件、解散0件である。

〔登録職員団体の状況〕

(県関係)

(令和8年3月31日現在)

職員団体の名称	登録年月日	事務所の所在地	単一団体又は連合体の別	組合員数
自治労福岡県職員労働組合	S41.10.18 (S26. 5.10)	福岡市博多区東公園7番7号 (福岡県庁内地下1階)	単一体	(含現業) 5,212
福岡県高等学校教職員組合	S41.10.18 (S26. 5.10)	福岡市東区馬出4丁目12番22号 県教育会館内	単一体	※ 295
福岡県教職員組合	S41.10.18 (S26. 7. 1)	福岡市東区馬出4丁目12番22号 県教育会館内	単一体	1,905
福岡県公立小中学校事務職員組合	S44. 8.18	福岡市博多区東公園7番7号 (福岡県庁内地下1階)	単一体	33
福岡教育連盟	S47.11. 6	福岡市博多区東公園7番7号 (福岡県庁内地下1階)	単一体	※ 507
福岡県教育管理職員協議会	S50. 2.25	福岡市博多区下川端町9番12号 福岡昭和通ビル5階	単一体	730
福岡県立学校事務職員組合	S58.11.25	執行委員長在任校 [小倉聴覚特別支援学校内]	単一体	※ 10
福岡県教職員労働組合	H26. 1.14	執行委員長の勤務校 [糸島市立長糸小学校内]	単一体	※ 283
福岡部活動問題レジスタンス	R4.9.16	代表在任校 [原中央中学校内]	単一体	※ 6

(受託町関係)

職員団体の名称	登録年月日	事務所の所在地	単一団体又は連合体の別	組合員数
自治労芦屋町職員労働組合	S42.11.27	遠賀郡芦屋町中ノ浜4番16号	単一体	123
自治労水巻町職員労働組合	S43. 5.18	遠賀郡水巻町頃末北1-1-1 水巻町役場内	単一体	121
自治労岡垣町職員労働組合	H 5.11.10	遠賀郡岡垣町大字野間1丁目1番1号 岡垣町役場内	単一体	※ 141
自治労鞍手町職員労働組合	H16. 7.29	鞍手郡鞍手町大字小牧 2080 番地 2	単一体	※ 93
自治労小竹町職員労働組合	H18.12.28	鞍手郡小竹町大字勝野3167番地1 小竹町役場内	単一体	81

(注)1 登録年月日欄の()内は、地方公務員法の一部を改正する法律(昭和40年法律第71号)施行前の地方公務員法に基づく登録年月日を示す。

2 ※は役員改選届の投票者数による。

人事委員会年報（令和 7 年度版）

■発行年月日 令和 8 年 8 月 3 日

■編集・発行 福岡県人事委員会事務局

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

TEL (092) 643-3956